

令和4年度
第2回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和4年5月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和4年度第2回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和4年5月16日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和4年5月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和4年 5月25日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和4年 5月25日 13時43分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 12名 欠席 7名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	▲	11	中村一彦	▲
	2	田村昭雄	▲	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	▲	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	▲	14	古川美枝子	▲
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	○
	7	國司功	○	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	▲	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	○	19	立柳優	○
10	高橋栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 5番	熊澤威人	議席番号 6番	小山田和義
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	田村春彦		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	澤口頼太		
	農地調整係主事	恩賀ひとみ		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号1番日戸重雄委員、通院のため、議席番号2番田村昭雄委員、仕事のため、議席番号3番阿部正光委員、仕事のため、議席番号4番菊田健生委員、仕事のため、議席番号8番松村勝彦委員、所用のため、議席番号11番中村一彦委員、所用のため、議席番号14番古川美枝子委員、所用のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中12名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和4年度八幡平市農業委員会第2回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中12名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、5番 熊澤威人 委員、6番 小山田和義 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第2回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第2回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり1項目の報告及び連絡、3項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和4年5月以降の主な会議 行事 等日程についてとなります。

以上、1項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、6月10日午前9時00分に決定となりました。

2項目め。令和4年度第2回総会についてとなります。本日の総会の運営について協議を行い事務局案のとおり決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

なお、議長である立柳会長が同日の午前に出張することから、総会の開催時間に間に合わない状況が想定されたため、総会の進行について協議を行ったところ、立柳会長が総会の開催時間に間に合ったため、通常どおり立柳会長が議長として進行を行うものです。

3項目め。令和4年度に開催する総会等の会場レイアウトについてとなります。

現在、農業委員会で開催する総会等のレイアウトは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から3密を回避した「1テーブル1人がけ」で運用していますが、岩手県におけるワクチン3回目の接種率は岩手県民の全人口で全国の接種率を上回っており、感染拡大の防止が図られている状況であること、また市役所で開催される会議等は1テーブル1人がけで行われている状況であることから、事務局の提案によりレイアウトの変更について協議を行ったものです。

内容について協議を行ったところ、6ページの下側に記載したとおり決定されました。

この決定に基づき本日から、総会等のレイアウトは現在配置している通り1テーブル2人がけの対面方式とさせていただきます。

以上、2項目について、協議を行いました。

関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして次のページの左上、5情報提供等となります。

小山田委員から2件の質問が出され立柳会長と事務局が回答を行いました。

続いて、古川委員から2件の情報提供が行われ、運営委員による意見交換が行われました。

続いて、事務局から1件の情報提供を行いました。改めて本日の農業委員会議で情報提供を行うこととしております。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和4年度第2回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和4年5月25日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第2回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の9ページをご覧ください。

令和4年4月25日から令和4年5月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番からかた括弧7番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧8番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は5月17日の火曜日でございます。13件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、農業委員の6番委員小山田和義委員、農業委員の18番委員三浦美恵子委員、推進委員の西根南地区の8番委員高橋秀美委員、推進委員の西根北地区の6番委員津志田明夫委員、推進委員の松尾地区の8番委員山口勉委員の5名でございます。

また、事務局からは田村事務局長と澤口主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は3件となっております。

内容の説明に入る前に 農地法第3条の概要を説明します。農地法第3条とは、農地を農地のまま貸借、売買、贈与し、耕作を目的とした権利移動を行う許可制度です。

それでは、申請内容の説明に入ります。

申請番号1：帷子第15地割308、田、401㎡です。賃貸借権の設定です。申請地は今まで譲渡人が水稲を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号2：平笠第10地割71、田、446㎡を含む2筆535㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで、譲渡人が自己保全管理しておりましたが、権利設定後は水稲と野菜を作付予定です。

申請番号3：姥子石330、田、2,038㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人がりんどうを作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

2ページ下段に申請筆別明細を掲載、併せて、関係資料の1ページに審査項目一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号6番 小山田和義 委員に願います。

6番（小山田委員）

6番 小山田和義です。

申請番号1番ですが、位置は、寺田小学校から南東へ約1.2kmの地点です。現況は、水稲耕作中で水を張った状態でした。

申請番号2番ですが、位置は、平笠小学校から南西へ約600mの地点です。現況は、ともに保全されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、田山小学校から南東へ約1.3kmの地点です。現況は、りんどうが作付されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長 (立柳会長)

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (澤口主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

申請の説明に入る前に、農地法第5条の概要を簡単にご説明いたします。

農地を農地以外に利用する目的で貸し借りや売り買いなどをする場合には、農地法第5条による県知事の許可が必要となります。具体的には、親の持っている農地に息子が住宅を建設する場合や、建設業者が他人の農地を資材置場として利用する場合などは、事前に農地法第5条の許可を取る必要があります。

では、議案の説明をいたします。

議案の4ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1：堀切第10地割20-9、畑、500㎡。転用の目的は、使用貸借による一般住宅の建築です。内容は、居宅、駐車場、庭、家庭菜園が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 (立柳会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号6番 小山田和義 委員にお願いいたします。

6番 (小山田委員)

6番の小山田和義です。

申請番号1番ですが、位置は、平館小学校から東へ約1kmの地点です。現況は、畑で保全されておりました。申請地は、申請者の父親名義の土地で、使用貸借が可能であり、道路事情も良好な

場所であることから選定したとのことでした。

農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（澤口主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に、農地法の適用外証明について簡単にご説明いたします。

適用外証明とは、農地が耕作放棄され木が生えた結果、山林になったり、農地に許可なく建物を建ててしまったなどの理由によって現況が農地以外となってから20年以上経過した土地について、農地として復旧することが困難と認められる場合に、農業委員会が証明を行うものです。

この証明書があることで、地目変更をすることが可能となります。

では、議案の説明をいたします。

議案の6ページをお開きください。今月の申請は5件になります。関係資料の2ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1：平館第30地割109、田、363㎡です。現況は、草が生い茂り、雑種地化しております。

申請番号2：西根寺田第4地割67-130、畑、2,182㎡を含む2筆、2,834㎡です。現況は、木が生い茂り、山林化しております。

申請番号3、松尾第29地割43-3、畑、13㎡です。現況は、宅地として利用されており、宅地化しております。

申請番号4、松尾寄木第18地割101-2、田、101㎡を含む2筆、403㎡です。現況は、宅地として利用されており、宅地化しております。

申請番号5、勝善川原22番、田、4,893㎡です。現況は、草木が生い茂り、原野化しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号6番 小山田和義 委員にお願いします。

6番（小山田委員）

6番の小山田和義です。

申請番号1番ですが、位置は、平館高校から東へ約1.1kmの地点です。現況は、草が生い茂り、雑種地化しております。申請地は、立地条件が悪く、昭和60年頃から放置していたことで雑種地化したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、寺田小学校から北へ約4.1kmの地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しております。申請地は、立地条件が悪いことから、耕作できずに、平成2年頃から原野化したとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は、市役所本庁舎から北西へ約1.1kmの地点です。現況は、宅地として利用されており、宅地化しております。申請地は、平成元年4月頃に話し合いにより、隣地所有者がブロックの設置及び建物を建築したため、宅地化したとのことでした。

申請番号4番ですが、位置は、寄木小学校から西へ約1.1kmの地点です。現況は、宅地として利用されており、宅地化しております。申請地は、申請者の父が所有していた昭和48年頃に住宅や物置が建てられたため、宅地化したとのことでした。

申請番号5番ですが、位置は、田山小学校から北へ約2.1kmの地点です。現況は、草木が生い茂り、原野化しております。申請地は、立地条件が悪く、20年ほど前に大雨により地滑りが発生した際に、土砂が流入してしまい、直すことなく現在に至ったことで原野化したとのことでした。

いずれの農地も非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。

質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第4号『耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木農地調整係長）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の10ページをご覧ください。令和4年5月2日付で八幡平市長から農地・非農地の判断を求められている案件は4件ございます。例年ですと8月まで農地パトロールを行い、集計・調査を経て、11月をめどに広い範囲ですすめています。前回の非農地判定を行った令和3年11月末から令和4年の間に相談を受けていた中で、さまざまな事情を鑑みて今回提案させていただいています。関係資料の3ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

番号1番：大更第7地割204-2、田、349㎡です。

番号2番：大更第7地割204-23、田、239㎡です。

番号3番：松尾寄木第1地割729-1、畑、8,111㎡です。

番号4番：赤坂田232-7、畑、65㎡です。

4件ともに、農地の全体が山林化しています。

今回の4件はすべて、農地法第30条に基づく利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査、いわゆる農地パトロールを行った中で、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判断した農地となっております。

現地調査にあたりましての農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準については、国の通知に基づき、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な農地、あるいはその土地が森林以外でも復元しても農地として継続利用ができないと見込まれる農地の2点の観点で調査委員が判断していることを申し添えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号6番 小山田和義 委員にお願いします。

6番（小山田委員）

6番の小山田和義です。

農地・非農地の判断に係る現地調査の報告をいたします。

申請番号1番と2番は関連がありますので、一括で説明します。位置はJR東大更駅から東に約800mの地点です。申請番号3番の位置は柏台小学校から南東に約2.6kmの地点です。申請番号4番の位置はJR赤坂田駅から南西へ約500mの地点です。

いずれの農地も、周辺を山林に囲まれ、すでに山林の状態、農地への復元が著しく困難であると思われまます。

以上のことから、今回現地調査を行った全ての農地は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しない「非農地」とであると判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。この案件について、非農地と判断することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第4号『耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について』は、非農地と判

断することに決定いたしました。

○議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをご覧ください。今月の申請は、63件となっております。

内容の説明に入る前に農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の概要を説明します。

農用地利用集積計画とは、認定農業者や一定面積以上の農地所有者が、農地の利用集積に取り組み、耕作を目的とした権利移動を行う許可制度です。また、農地中間管理事業とは、農地の出し手から農地中間管理機構が農地を一時的に借り受け、機構から受け手へ貸付を行うことで、農地利用の効率化等を目的とした権利移動を行う許可制度です。

それでは、申請の説明に入ります。

今月の申請は、全件新規の申請です。

賃貸借権設定及び使用貸借権設定は58件、そのうち中間管理機構を通した申請が36件です。また、所有権移転は5件、そのうち中間管理機構を通した申請が4件です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番～2番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号3番～5番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号6番～9番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号10番～17番は、安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号18番～20番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号21番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号22番は、安代地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号23番は、松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への一時貸付及び転貸での賃貸借権設定です。

申請番号24番～25番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号26番～31番は、西根北地区に係る申請です。なお、申請番号31番は、松尾地区に係る申請も含まれます。

申請番号32番～38番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号39番～42番は、安代地区に係る申請です。

なお、申請番号24番～42番は、今回総会で農地中間管理機構に一時貸付し、同月に農地中間管理機構から譲受人に貸付される転貸によるものです。

次に、農地中間管理機構への一時貸付及び転貸での使用貸借権設定です。

申請番号43番～46番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 47 番～54 番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号 55 番～59 番は、安代地区に係る申請です。

なお、申請番号 43 番～59 番は、今回総会で農地中間管理機構に一時貸付し、同月に農地中間管理機構から譲受人に貸付される転貸によるものです。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号 60 番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 61 番～63 番は、西根北地区に係る申請です。

なお、申請番号 60 番～63 番は、今回総会で所有権移転が行われた後、来月 6 月総会で農地中間管理機構が新たな担い手へ一時貸付予定です。

申請筆別明細については、次の 24 ページから 34 ページに掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 5 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第 5 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 6 号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第 6 号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 36 ページをご覧ください。今月の案件は 1 件です。

申請地は、令和 3 年 4 月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、権利設定人に配分された農地です。今回申請は、権利設定人の変更に伴う配分計画案の作成です。その他計画内容については、現行のとおり再配分となります。

本申請は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 6 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 6 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第 6 号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり『可』として市長に意見を送付することに決定いたしました。

6 閉会（13時43分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 4 年度第 2 回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（田村事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年6月23日

会 長 _____

5 番委員 _____

6 番委員 _____

令和4年度

第2回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和4年5月25日（水）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第2回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第4号 耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について
 - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について
- 5 閉 会